嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定書

飯塚市(以下「甲」という。)と桂川町(以下「乙」という。)は、嘉飯圏域定住自立圏(以下「定住自立圏」という。)の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知。)第4に規定するものをいう。以下同じ。)を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙が相互に役割を分担し連携しながら、定住の促進に必要な都市機能及び生活機能の確保、充実に努め、住民が安心して暮らすことができる定住自立圏を形成することを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組について相互に役割を分担し、協調及び連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

(連携する政策分野等)

- 第3条 甲及び乙が連携する政策分野は次の各号に掲げるとおりとし、当該政策分野における取組 事項、取組内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ当該各号に定める別表のとお りとする。
 - (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
 - (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
 - (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

(事務執行に当たっての連携及び費用負担)

- 第4条 甲及び乙は、前条に定める政策分野の取組に係る事務の執行に当たって、相互に連携又は 協力するものとする。
- 2 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担については、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

- 第6条 甲及び乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。
- 2 前項の規定による通告は書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。ただし、この協定の効力を失う日を甲乙同意して別に定めたときは、この限りではない。 (疑義の解決)
- 第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

平成 30 年 3 月 26 日

甲飯塚市

代表者 飯塚市長 片 峯 誠

乙 桂川町

代表者 桂川町長 井 上 利 一

別表第1(第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

ア医療

| F- 40 | 時年の中央 | 田の犯索 | プログル中川 |
|----------|-----------|------------|-----------|
| 取組 | 取組の内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
| 救急医療体制の確 | 圏域の住民が、安 | ・ 乙及び飯塚医師会 | ・甲及び飯塚医師会 |
| 保 | 心して暮らし続けて | と連携し、甲が設置 | と連携し、甲が設置 |
| | いけるように、関係 | 運営する夜間急患セ | 運営する夜間急患セ |
| | 機関と協議を行い圏 | ンターの円滑な医療 | ンターの円滑な医療 |
| | 域の病診連携を図り | 体制の確保及び圏域 | 体制の確保及び圏域 |
| | ながら、夜間急患セ | の診療機関で、休日 | の診療機関で、休日 |
| | ンター、在宅当番医 | 等における圏域住民 | 等における圏域住民 |
| | 制度などの救急医療 | の急病患者等の医療 | の急病患者等の医療 |
| | 体制の確保に取り組 | 体制を確保する。 | 体制を確保する。 |
| | むとともに、救急医 | ・圏域住民への救急 | ・圏域住民への救急 |
| | 療の適正利用啓発に | 医療の適正利用啓発 | 医療の適正利用啓発 |
| | も取り組む。 | を行う。 | を行う。 |
| | | | |
| | | | |

イ 福祉

| 取組 | 取組の内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 高齢者や障がい者 | 圏域の高齢者や障 | ・乙及び飯塚医師会 | ・甲及び飯塚医師会 |
| への支援体制の充 | がい者が、住み慣れ | と連携し、地域包括 | と連携し、地域包括 |
| 実 | た地域でいきいきと | ケア推進センターの | ケア推進センターの |
| | 安心して暮らし続け | 運営を行う。 | 運営を行う。 |
| | ていけるように、地 | ・乙及び障がい者福 | ・甲及び障がい者福 |
| | 域包括ケアシステム | 祉関係者と連携し、 | 祉関係者と連携し、 |
| | の構築、障がい者の | 障がい者基幹相談支 | 障がい者基幹相談支 |
| | 地域活動支援及び相 | 援センター及び地域 | 援センター及び地域 |
| | 談支援体制などの充 | 活動支援センターの | 活動支援センターの |
| | 実に取り組む。 | 運営などを行う。 | 運営などを行う。 |
| | | | |

ウ 子育て支援

| 取組 | 取組の内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 子育て支援体制の | 圏域の子育て世代 | 乙及び関係機関 | 甲及び関係機関と |
| 整備及び充実 | が、安心してこども | と連携して、圏域住 | 連携して、圏域住民 |
| | を産み育てることが | 民の子育て支援体 | の子育て支援体制の |
| | できるように、子育 | 制の充実を図ると | 充実を図るととも |
| | て支援センターの相 | ともに、関連施設や | に、関連施設や制度 |
| | 互利用、病児・病後 | 制度の利用促進に | の利用促進に向けた |
| | 児保育の開設など子 | 向けた情報発信な | 情報発信などを行 |
| | 育て支援体制の充 | どを行う。 | う。 |
| | 実に取り組む。 | | |
| | | | |

エ 教育・文化

| 取組の内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|-----------|--|---|
| 圏域の図書館の図 | 乙と連携して、圏 | 甲と連携して、圏 |
| 書資料等の共有化、 | 域市町立図書館の圏 | 域市町立図書館の圏 |
| 図書館サービスの充 | 域住民による相互利 | 域住民による相互利 |
| 実を図るため、図書 | 用を可能にする諸規 | 用を可能にする諸規 |
| 館の相互利用に取り | 定等を整備し、その | 定等を整備し、その |
| 組む。 | 運用を開始するとと | 運用を開始するとと |
| | もに、施設のPRや行 | もに、施設のPRや行 |
| | 事等の情報発信を実 | 事等の情報発信を実 |
| | 施する。 | 施する。 |
| | | |
| | 圏域の図書館の図 書資料等の共有化、 図書館サービスの充 実を図るため、図書 館の相互利用に取り | 圏域の図書館の図 こと連携して、圏 書資料等の共有化、 域市町立図書館の圏 図書館サービスの充 域住民による相互利 実を図るため、図書 用を可能にする諸規 館の相互利用に取り 定等を整備し、その 組む。 運用を開始するとと もに、施設のPRや行 事等の情報発信を実 |

才 産業振興

| | 1 | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 取組 | 取組の内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
| 地場産業の振興 | 圏域地場産業の振 | ・乙及び関係団体と | ・甲及び関係団体と |
| | 興によって、地域の | 連携し、圏域産業の | 連携し、圏域産業の |
| | 活性化と発展につな | 高度化、活性化等に | 高度化、活性化等に |
| | げるため、地場企業 | 向けた取組を支援す | 向けた取組を支援す |
| | の魅力発信などの事 | るとともに、地場企 | るとともに、地場企 |
| | 業に取り組む。 | 業の魅力を発信し、 | 業の魅力を発信し、 |
| | | 人材確保を支援する | 人材確保を支援する |
| | | 事業の企画立案及び | 事業の企画立案及び |
| | | 実施を行う。 | 実施を行う。 |
| | | ・圏域の地場企業へ | ・圏域の地場企業へ |
| | | の各種情報提供を行 | の各種情報提供を行 |
| | | う。 | う。 |

| 産学官の連携推進 | 圏域に立地する九 | 乙と連携し、大学 | 甲と連携し、大学 |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| | 州工業大学、近畿大 | の知的資産を活用し | の知的資産を活用し |
| | 学との包括連携協定 | た事業企画及び調査 | た事業企画及び調査 |
| | のもと、産学官の連 | 研究の案件発掘など | 研究の案件発掘など |
| | 携による新産業の創 | に取り組むととも | に取り組むととも |
| | 出などの事業に取り | に、大学との情報交 | に、大学との情報交 |
| | 組む。 | 換や交流を通じたネ | 換や交流を通じたネ |
| | | ットワーク形成を図 | ットワーク形成を図 |
| | | る。 | る。 |
| | | | |

カ その他

| 取組 | 取組の内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 消費生活相談体制 | 圏域住民の消費生 | 乙と連携し、甲が | 甲と連携し、甲が |
| の充実 | 活における被害防止 | 設置運営する消費生 | 設置運営する消費生 |
| | と安全を確保し、消 | 活センターの円滑な | 活センターの円滑な |
| | 費生活の安定及び向 | 運営体制の確保と、 | 運営体制の確保と、 |
| | 上を図るとともに、 | 圏域住民に対する消 | 圏域住民に対する消 |
| | 消費生活センターの | 費生活センターの啓 | 費生活センターの啓 |
| | 啓発普及に取り組 | 発普及に取り組む。 | 発普及に取り組む。 |
| | む。 | | |
| | | | |

別表第2(第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア地域公共交通

| 取組 | 取組の内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|----------|-----------|-----------|------------|
| 地域公共交通の維 | 圏域住民の生活に | ・乙と連携し、民間 | ・甲と連携し、民間交 |
| 持確保と広域ネッ | かかる利便性向上を | 交通事業者と協議調 | 通事業者と協議調整 |
| トワークの構築 | 図るため、民間交通 | 整を行い、路線、運 | を行い、路線、運行本 |
| | 事業者の路線、運行 | 行本数の維持確保に | 数の維持確保に取り |
| | 本数の維持確保に取 | 取り組むとともに、 | 組むとともに、利用 |
| | り組むとともに、広 | 利用促進に取り組 | 促進に取り組む。 |
| | 域的な地域公共交通 | む。 | |
| | 体系の構築などに取 | ・甲及び乙が運行す | ・甲及び乙が運行す |
| | り組む。 | るコミュニティ交通 | るコミュニティ交通 |
| | | を圏域住民が相互利 | を圏域住民が相互利 |
| | | 用出来るよう運行ル | 用出来るよう運行ル |
| | | ートやダイヤの見直 | ートやダイヤの見直 |
| | | しなどを行うととも | しなどを行うととも |
| | | に、圏域住民に対し | に、圏域住民に対し |
| | | 情報提供を行い利用 | 情報提供を行い利用 |
| | | 促進に取り組む。 | 促進に取り組む。 |
| | | | |
| | | | |

イ 圏域内外の人の交流と移住・定住の促進

| 取組 | 取組の内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|-----------|-----------|------------|------------|
| 圏域の魅力発信を | 圏域の食や文化、 | 乙と連携し、地域 | 甲と連携し、地域 |
| 通じた移住・定住の | スポーツ、イベント | 資源を活用したイベ | 資源を活用したイベ |
| 促進 | 等の地域資源を広く | ント等の企画及び開 | ント等の企画及び開 |
| | 活用して、圏域内外 | 催に取り組むととも | 催に取り組むととも |
| | へ積極的に情報発信 | に、圏域内外の住民 | に、圏域内外の住民 |
| | を行うことで、交流 | にホームページや | にホームページや |
| | 人口を拡大させて圏 | SNSを活用して情報 | SNSを活用して情報 |
| | 域全体の活性化に繋 | 発信する。 | 発信する。 |
| | げ、さらに地域ブラ | | |
| | ンドを高めること | | |
| | で、移住・定住の促 | | |
| | 進などに取り組む。 | | |
| | | | |

| 広域観光の推進 | 圏域に存在する | 乙及び観光協会等 | 甲及び観光協会等 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| | 様々な観光資源を活 | の団体と連携し、圏 | の団体と連携し、圏 |
| | 用し、広域的な観光 | 域での広域観光資源 | 域での広域観光資源 |
| | ルートの開発を行う | の開拓や新たな観光 | の開拓や新たな観光 |
| | とともに、観光情報 | ルートを開発すると | ルートを開発すると |
| | の共有化を図り、共 | ともに、広域連携イ | ともに、広域連携イ |
| | 同して、圏域の観光 | ベントの企画立案及 | ベントの企画立案及 |
| | 情報を発信すること | び実施を行う。 | び実施を行う。 |
| | で、交流人口の増 | | |
| | 加、インバウンドの | | |
| | 推進などに取り組 | | |
| | む。 | | |
| | | | |
| | | | |

ウ 消防・防災

| 取組 | 取組の内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|----------|-----------|------------|------------|
| 防災拠点の整備推 | 圏域住民の安全・ | 乙と連携し、災害 | 甲と連携し、災害 |
| 進 | 安心な暮らしを確保 | 発生時の情報伝達等 | 発生時の情報伝達等 |
| | するため、災害時の | に効果的な指定緊急 | に効果的な指定緊急 |
| | 防災拠点である指定 | 避難場所及び指定避 | 避難場所及び指定避 |
| | 避難所の機能充実に | 難所への公衆無線 | 難所への公衆無線 |
| | 取り組む。 | LAN環境の整備を行 | LAN環境の整備を行 |
| | | うとともに、圏域住 | うとともに、圏域住 |
| | | 民に対する啓発など | 民に対する啓発など |
| | | を行う。 | を行う。 |
| | | | |

別表第3(第3条関係)

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域職員等の人材育成及び交流促進

| 取組 | 取組の内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 圏域市町職員の人 | 圏域住民へ提供す | 乙と連携し、圏域 | 甲と連携し、圏域 |
| 材育成及び交流の | る行政サービスの質 | 市町職員の合同研修 | 市町職員の合同研修 |
| 推進 | の向上と、圏域市町 | や人材育成のための | や人材育成のための |
| | 職員個々の資質向上 | 交流に関する事業の | 交流に関する事業の |
| | を図るため、合同の | 企画立案及び実施を | 企画立案及び実施を |
| | 職員研修及び交流事 | 行う。 | 行う。 |
| | 業などに取り組む。 | | |
| | | | |